

全国町村会会長
山本 文男様

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、我が国農林水産業の振興に御尽力いただいていることに改めて敬意を表する次第です。

先日、平成16年度政府予算編成及び施策に関する要望をいただきましたが、このうち農林水産省に関する御要望につきましては、別紙のように考えておりますので、お送りいたします。


参考としていただければ幸いです。

今後とも、我が国農林水産業の振興に御協力と御理解をいただくとともに、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

敬具

平成15年8月11日

農林水産副大臣

北村直人 

(別紙)

○地球温暖化防止に向けた森林・林業対策の強化に関する緊急要望

1 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策について

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策については、経済財政諮問会議の骨太の方針である「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の平成16年度財政運営のあり方において、重点的に推進すべき4分野の1つとして位置付けられたところです。概算要求にあたっては、地球温暖化防止森林吸収源対策をこの重点分野「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」に位置付けて要求していく考えです。

今後とも、多くの国民の理解と協力の下、森林・林業基本計画の推進に必要な予算の確保に努め、CO₂吸収目標3.9%の達成を図って参りたいと考えています。

2 森林・林業関連対策の強力な推進に向け安定的な税財源の確保について

現在の森林・林業をめぐる厳しい情勢の中で、森林・林業関連対策を強力に推進するためには、森林整備等に要する財源を安定的に確保することが必要となっています。

このため、一般財源の確保に努めるとともに、新たな財源の確保策についても検討することとしています。

このような中で、現在、地球温暖化対策の一環として、温暖化対策税の導入について、環境省の中央環境審議会税制専門委員会において具体的な検討が進められており、今後、関係機関や国民各層におきまして、温暖化対策税の議論が活発化するものと考えています。

農林水産省といたしましては、温暖化対策税が導入された場合には、その税収が吸収源対策としての森林整備等に活用されるよう、積極的に対応していきたいと考えています。

具体的には、本年、4月から、有識者による研究会を開催し、7月末に温暖化対策における吸収源対策の必要性や意義等について整理をしたところであり、今後、国民的な理解の促進を図りつつ、吸収源対策に対する支援意識の醸成につなげていきたいと考えています。

○ 地方分権の推進

今後、一層の事務・権限の委譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等の委譲の推進

農地転用許可権限の在り方については、平成14年12月の「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」において、平成13年に行われた農地法改正後の制度の定着状況等について、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討することとされております。

このフォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、現在、都道府県において着手している、地方自治法に基づく事務処理特例条例による市町村への権限委譲の進捗状況を見極めつつ、一定の規模能力のある市町村への権限委譲の在り方も、検討課題とすることとされております。

農業振興地域制度は、国民への食料の安定供給という国の責務を果たしていくため、その基盤である優良な農地の確保に関する重要な制度です。

農業振興地域の指定については、国の優良な農地の確保（基本指針において、平成22年に全国で417万haの確保）等に関する方向に基づき、都道府県が市町村を超える広域的見地から一体として農業の振興を図ることが必要な地域を定めるものです。

これを都道府県知事において行うのは、

- ① 各都道府県全域における、都道府県の農業振興に関する基本方針を明らかにし、その農業振興施策を展開する具体的な対象地域を明定するために行っているものであること
- ② 各市町村がそれぞれ行う農業振興施策と都道府県が行う農業振興施策との調和を図る趣旨も有していること

によるものであり、仮に市町村に権限委譲した場合、都道府県と市町村の施策に矛盾が起こり、広域的見地からの農業振興に支障を生じるおそれが強いと考えております。

なお、既に、都道府県及び市町村の行う農振法の施行事務については、平成11年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の制定により自治事務とされ（特定利用権制度関係を除く）、農業振興地域の指定

についても都道府県の自治事務とされたところです。

また、保安林の指定・解除については、国民生活や経済活動全般にわたり広く影響を及ぼすものであり、また、国民の基本的権利である財産権の制約に関わるものでもあることから取扱いの統一性等も十分に考慮する必要があるので、広域の見地から農林水産大臣又は都道府県知事が行うこととされています。

この場合、地域の実情を十分に踏まえたものとするため、保安林の指定・解除について関係市町村長の意見を聴取しているほか、関係市町村長においては、指定・解除の申請や指定・解除に関する異議意見書の提出ができることとされています。

今後とも、これらにより、地域の実情に応じた保安林制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

○農業・農村対策の推進

1 食の安全と安心の確保と食料自給率目標の達成

(1) 食の安全と安心の確保

BSEの発生、食品の不正表示、無登録農薬問題等の反省を踏まえ、政府においては、食品安全行政にリスク分析手法を導入することとし、

- (1) 食品安全基本法を制定し、食品安全行政の基本理念を定めるとともに、
- (2) リスク評価を行う食品安全委員会の設置など食品安全行政の体制を整備したところです。

これを受け、農林水産省においては、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、

- ① 肥料、農薬、飼料等の生産資材の適正な使用の確保等により、農林水産物の生産過程における食品の安全性を確保するため、肥料取締法等の関連法を改正するとともに、
- ② 本省において、産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置するとともに、地方においても現場における食品のリスク管理業務を担う地方農政事務所を設置する等本省、地方を通じたリスク管理体制を整備したところです。

農林水産省としては、今後、こうした体制の下で、国民の健康の保護を第一に食品の安全性の確保を図るため、国民各界各層に情報を提供し、意見交換に努めつつ、この6月に決定・公表した「食の安全・安心のための政策大綱」に沿って、食の安全・安心に対する国民の信頼の回復に努めてまいります。

トレーサビリティシステムの導入については、

- ① まず、牛肉について、個体識別番号によって、我が国で飼養される全ての牛（約450万頭）の個体情報を記録・管理する「家畜個体識別システム」の確立に取り組んでいるところであり、生産から流通・消費の各段階で個体識別番号等により個体情報が正確に伝達されるための制度を構築することとしております。
- ② また、米や野菜など牛肉以外のものについても、食品の種類毎にその食品特性や流通の実態に合ったトレーサビリティシステムの開発やITを活用したモデル的な取組を支援するための情報関連機器の整備等に対する助成を行うこととしております。

さらに、任意の制度として、農畜水産物の生産方法など食品の生産過程に関する情報を正確に伝えていることを第三者に認証してもらうJAS規格制度の導入を検討しているところです。

いずれにしても、トレーサビリティシステムは、食卓と農場を結び顔の見える関係の構築につながり、生産者と消費者の信頼関係の醸成に重要な役割を果たすものであり、その実施・導入を支援したいと考えております。

食品表示は消費者の適切な選択に資するために重要な役割を担っていますが、①不正表示事件が続発する中で食品表示に対する国民の信頼を回復するため食品表示の適正化を図ること、②消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現することが求められています。

このため、昨年改正により公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置が講じられたJAS法の的確な運用を図るとともに、①地方農政局・地方農政事務所に配置された約2000名の食品表示専任の職員の有効活用、②食品表示110番や食品表示ウォッチャーの増強（14年度：約1600人→15年度：約2500人）など消費者の方々の協力を得た監視体制の

一層の充実、③DNA解析による品種判別技術の活用など食品表示の科学的検証技術の確立と活用等により監視体制の強化に取り組んでいるところです。

また、わかりやすい食品表示を実現する観点から、厚生労働省と連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同会議である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般についての調査審議を行って頂いているところです。このほか、両省共通の表示に関する相談窓口の設置、共通のパンフレットの配布等の取組を行っていただいているところであり、今後とも、消費者にとって一層わかりやすい表示制度としていきたいと考えています。

(2) 食料自給率目標の達成

食料自給率の向上は、国内産の農産物について、品質、コスト面等の改善が図られ、消費者や実需者によって選択されることにより初めて実現されるものです。

このため、消費者・実需者に支持される産地を育成する観点から、消費者等による農産物の地産地消活動、産地の特色を活かした環境保全型農業や契約取引の推進、農産物の高品質化等のための技術実証、施設・機械の整備等を実施しているところです。

近年、食の外部化やライフスタイルの多様化など食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、米の消費が減少するとともに、畜産物等の消費が増加したことから、現在の我が国の食生活については、

- ① 食べ残しや食品の廃棄による無駄の発生
- ② 脂質の摂り過ぎ等栄養バランスの偏り
- ③ 糖尿病など生活習慣病の増加
- ④ 食料自給率の低下

といった様々な問題が顕在化しているところです。

このため、今後、子どもの頃から自らの食について考える習慣を身に付け、食や農業に対する関心や理解を深めていく「食育」を推進する中で、食生活の改善等に関する啓発活動を通じ、栄養バランスの適正化や食べ残

し・廃棄の減少、さらには身近で取れる食べ物を大切にすること意識の高揚等を図っていくこととしております。

また、地産地消の取組については、地方公共団体や農業者団体等が実施する消費者・実需者との連携活動、食生活指針の普及・定着に向けた地域の食文化や農産物を紹介するための各種催しの開催、食品産業との連携による地域農産物を使用した加工食品の開発等について支援してきたところです。

さらに平成15年度からは、「食」の安全と安心を確保するため、消費者との連携の下に特色ある農水産物の供給産地を育成するとともに、地域の食材を媒介とした消費者と生産者との交流をはじめとする「食育」の推進を通じて、食に対する理解を促進することとしており、その一環として、地産地消の取組についても一層の支援措置を講じているところです。

2. 国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 新たな米政策への円滑な移行

- ・ 産地づくり推進交付金

産地づくり推進交付金についてですが、米政策改革については、昨年12月に決定された「米政策改革大綱」に基づき、今般の国会で食糧法を改正する等鋭意改革の具体化を進めているところですが、7月25日に与党において、米改革の予算措置を中心に具体的内容を取りまとめていただいたところです。

産地づくり対策については、併せ行う支援策を含めて1,755億円程度とされたところであり、算定単価の水準についても麦・大豆・飼料作物については、現行水準を確保する6万3千円とすることとされました。

今後、農林水産省としては、平成16年度予算の概算要求の取りまとめに当たり、その他関連対策も含め、与党から示された内容を要求内容に的確に反映させるべく、作業を進めることとしています。

- ・ 集荷円滑化対策

先般、与党で取りまとめられた米政策改革の関連施策においては、豊作

による過剰米を区分出荷し、主食用の価格を守るための「集荷円滑化対策」（175億円程度）を講じることとされたところです。

この中で、融資単価については、「需要に応じた生産」の必要性が農業者に十分伝わるよう豊作により需要を上回って生産された米の販売予想価格を想定して3,000円/60kgとされました。

また、あわせて区分出荷を促すため、出荷奨励として1,000円/60kg、区分出荷された米の保管料等の経費の1/2相当として1,000円/60kgの助成を行うとともに、生産者の抛出から3,000円/60kgを交付することとされました。

農林水産省としては、この内容を十分踏まえ、平成16年度予算の概算要求に的確に反映させていく所存であります。

- ・ 担い手経営安定対策

担い手経営安定対策についてですが、今般与党・団体との調整を経て取りまとめられた「米政策改革大綱の具体化について」の中で、「担い手経営安定対策」の対象者の規模要件については、

- ① 水田農業の構造改革を加速化させるとの観点から、水田経営面積で、認定農業者4ha（都府県）、集落型経営体20ha以上を基本原則としつつ、
- ② 多様な地域の実態を考慮し、地域の実情に応じた担い手の確保・育成、構造改革の推進に寄与するとの観点から、知事特認により特例的な基準を設定し得る

との考え方が示されたところです。

- ・ 制度実施に当たっての町村事務の軽減についてですが、米政策の改革に当たっては、市町村等から事務負担軽減についての要望が強く出されていたことを踏まえ、生産調整の仕組みの見直しについて、極力事務の簡素化に配慮し、今後の地域水田農業のあり方に関する前向きな対応に精力を傾けていただくことができるよう、検討を進めているところです。

今回の見直しにより、

- ① 生産調整の配分について、公正・中立な第三者機関的な組織の助言の下、生産目標数量の決定過程の透明性が確保されることにより、配分方法や考え方の説明等の事務が軽減
- ② 生産調整の実施状況の確認について、ほ場一筆ごとの確認から農業者の水稲共済引受面積と作付目標面積を突合することを基本とすることにより、確認に係る労力等が軽減

され、事務負担の大幅な軽減が図られるものと考えています。

なお、助成金に関しては、地域の特色ある水田農業の展開を支援するため、新たに「産地づくり対策」を創設することとしています。

この場合、助成金の使途や水準のほか、交付要件についても、地域自らが設定することが可能となっておりますが、その際、事務の簡素化にも留意しつつ、地域の実情に応じて決定することが適当と考えています。

- ・ 町村の推進活動に対する十分な支援措置についてですが、平成 16 年度からの米政策改革を着実に実行していくためには、地域の将来を見据えた地域水田農業ビジョンを策定することを始め、その実現に向けて各地域の実情に応じた取組を進めていただくことが必要です。

ただし、このような取組については、基本的には、地域振興の一環として行われるものであり、それぞれの地域で独自に取り組んでいただきたいと考えております。そうした中で、市町村の推進活動に対して、何らかの支援措置を講ずるべきかどうかは、今後各種制度の詳細を詰める過程で市町村にどのような事務をどの程度お願いするのかを踏まえながら検討すべき問題と考えております。

(2) 農業生産の総合的な振興

生産振興総合対策事業については、耕種部門と畜産部門の連携等により、

- ①産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立
- ②効率的で生産性の高い畜産経営体の育成
- ③有機性資源の適正処理・循環利用の促進

等に必要な対策を総合的に実施しているところであり、今後も、安全で安

心な農畜産物を供給するため、これらの対策を着実に推進してまいります。

ほ場の改良整備の推進についてですが、これまでも、水田の畑利用の定着・拡大を図るため、排水条件の整備を通じた水田の汎用化など基盤整備の着実な推進に努めてきたところです。

今後とも、地域の実情を踏まえ、農地の高度利用に資する耕地の汎用化等の整備を、より機動的・効率的に実施できるよう努めてまいります。

また、園芸産地の活性化を図るためには、野菜等の機械化の遅れている作目における農業機械の開発及び機械化一貫作業体系の確立を図ることが重要と認識しております。

このため、生物系特定産業技術研究推進機構（生研機構）が中心となってメーカーとの共同研究等により農業機械等を開発・実用化するプロジェクト事業を実施してきており、これまで、野菜接ぎ木ロボット、野菜全自動移植機、野菜栽培管理ビークル、ねぎ収穫機、長ねぎ調製装置等が開発、実用化されているところです。

また、本年度から、画期的な省力化、生産管理の高度化、資源の有効利用等農業経営の革新を可能とする次世代農業機械を新たなプロジェクト事業により開発することとしております（例：いも類の収穫前茎葉処理機、追従型野菜運搬車、環境保全型汎用薬液散布装置）。

今後とも、園芸産地における低コスト・省力化生産に資するよう、農家等の意向も踏まえながら、農業機械の開発改良に取り組んでまいります。

農家負担を軽減する農作業の受委託活動の促進と効率的な農業機械利用の推進を図るため、

- (1) 農作業受委託斡旋や受託者への技術研修等による農業機械銀行の支援
- (2) 貸与により農業機械を利用する体制を促進するためリース・レンタルの推進、農協等へのリース料等の支援。
- (3) 農作業受託調査、オペレーター技能研修、リース用農業機械等の整備による農作業請負組織（コントラクター）の支援

等を実施しているところです。

今後とも、これらの施策により、農作業の受託活動の促進、農作業の受

託組織の育成を図り、生産資材費の軽減に努めてまいります。

(3) 畜産対策の推進

ア. 畜産環境対策の一層の推進

家畜排せつ物処理施設については、平成16年10月末の猶予期限までに、緊急かつ計画的な整備を、全力を挙げて推進するため、去る3月28日、農林水産省と全国農業協同組合中央会が共同して「畜産環境整備促進特別プロジェクト」を立ち上げ、取り組んでいるところです。

家畜排せつ物の処理施設の整備について、本年度は、

- ① たい肥化、エネルギー利用等をするための施設整備事業(116億円)
- ② リース方式による補助事業(210億円)
- ③ その他地域の有機質資源を活用する事業

(計2,211億円)

等種々の事業により、支援を行っているところであり、16年度については、「特別プロジェクト」での検討を十分踏まえ、施設整備の計画的な実施のための予算額の確保に努めて参ります。

また、たい肥の広域流通など家畜排せつ物等の利活用については、

- ① 家畜排せつ物等バイオマスの処理、土づくりを総合的に実施するための耕種農家と連携した協議会、循環利用システムの計画策定、実証
- ② 家畜排せつ物の収集処理に必要な施設、機械の整備
- ③ たい肥センターが行うたい肥散布(散布量の増加に対してたい肥1トン当たり500円)

等に対して助成を行っているところです。

今後とも、このような事業を通じて、畜産環境対策を推進してまいります。

イ. BSEの発生原因の早急究明、再発防止のための対策、関連諸対策の推進

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化

BSEの感染源・感染経路としての可能性は、これまでの調査から、①イタリアから輸入された肉骨粉、②配合飼料工場での肉骨粉の混入、③全例に共通して給与されていた代用乳の原料であるオランダ産の動物性油脂等に絞られてきたところですが、感染源・感染経路の特定には至っておりません。

このため、昨年末、専門家によるBSE疫学検討チームを設置し、これまでの調査内容の検証を含め、感染源となり得た可能性についての分析・評価をしていただいているところであり、中間的なとりまとめをこの夏までに行っていただくこととしております。

また、BSEの再発防止対策として農林水産省としては、

(1) BSEの感染経路を遮断するため、肉骨粉等について、すべての国からの輸入及び国内における製造・出荷の一時停止措置を講じるとともに、

(2) 厚生労働省と連携し、BSE全頭検査により、安全な牛からのもののみがと畜場から出回るシステムを構築するなど、必要な対応策を講じてきました。

海外からの疾病の侵入防止対策については、近年の国際化に対応し、動物検疫所の家畜防疫官の増員、検査体制の整備等を実施するとともに、各国の家畜伝染病の発生情報の迅速な収集等により、迅速・的確な侵入防止措置を図っております。

また、地域での防疫体制整備の推進については、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」を策定し、事前対応・危機管理型の防疫体制を構築するため、家畜伝染病予防事業や家畜衛生対策事業における監視・危機管理体制整備対策事業を実施しているところです。

(4) 野菜対策の推進

国際競争に対応しつつ、消費者や実需者に選好される品質・価格の国産野菜を供給できるよう、産地における低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を支援するための措置を講ずるとともに、野菜生産出荷安定法の改正により、価格安定制度の充実強化を図ったところです。

また、産地の特色を活かした新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の供給体制を確立するための施策を実施しているところです。

今後とも、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立に向けて、野菜の構造改革対策を進めてまいります。

(5) 国産米の消費拡大

米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であると考えております。

このような考えから、平成15年度においては、米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及や食育の推進等について、

- ① 国民から米の消費拡大の知恵を公募し、この提案の実施を支援する事業の創設
- ② 米消費の減少が著しい50歳から60歳の世代を始めとして、対象に応じたテレビの有効活用によるごはん食健康情報の提供
- ③ 米粉パンなどの米の粉体化利用を始めとする多様な加工用途での利活用の促進

などにより、NPOや教育・医療機関等の関係機関との連携を図りながら、広範な国民運動を展開していきたいと考えております。

いずれにしても、我が国の主食である米の消費を維持・拡大していくことは重要と考えており、そのための対策を着実に講じてまいります。

また、米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしていることから、

- ① 炊飯設備等の拡充に対する助成
 - ② 米飯給食用食器等の購入及び米を中心とした「地産地消」の取組等への支援
 - ③ 備蓄米の無償交付
- を行ってきたところであり、これに加え平成15年度から、
- ④ 学校給食における小麦粉パンから米粉パンへの切替促進等の支援

といった支援策を講じ、米飯を主体とする学校給食制度の確立及びその推進を図っているところです。

さらに、米飯学校給食拡大のため、地域の実情を踏まえ、関係者が一体となって一層の推進に取り組む必要があることから、13年4月に、文部科学省とも協議の上、食糧庁より都道府県や関係者に対して「米飯学校給食の総合的な推進について」を通知したところであり、今後とも文部科学省と連携しつつ米飯学校給食の推進に努力していく考えです。

3 W T O 農 業 交 渉 へ の 対 応

W T O 農 業 交 渉 に つ い て は、本 年 3 月 末 に モ ダ リ テ ィ を 確 立 す る と の ス ケ ジ ュ ー ル の 下 に 交 渉 し て き た と こ ろ で す が、ド ー ハ 閣 僚 宣 言 に 記 さ れ た 期 限 で あ る 3 月 3 1 日 ま で に 農 業 交 渉 の モ ダ リ テ ィ を 確 立 す る こ と は で き ま せ ん で し た。

我 が 国 は、3 月 中 に モ ダ リ テ ィ を 確 立 す べ く、こ れ ま で、ド ー ハ 閣 僚 宣 言 に 即 し た 現 実 的 か つ 具 体 的 な 改 革 の 提 案 を 行 う と と も に、過 大 な 要 求 を し て い る 輸 出 国 側 に 現 実 的 な 対 応 を 取 る よ う 粘 り 強 く 働 き か け て き ま し た。

し か し な が ら、こ れ ら の 国 々 が 歩 み 寄 り を 見 せ な か っ た こ と か ら、我 が 国 や E U 等 連 携 国 と こ れ ら 輸 出 国 と の 間 の 溝 が 埋 ま ら ず、誠 に 残 念 な 事 態 で す が、現 段 階 で モ ダ リ テ ィ を 確 立 で き な か っ た こ と は、や む を え な い と 考 え て お り ま す。

今 後、我 が 国 と し て は、9 月 に メ キ シ コ の カ ン ク ン で 開 催 さ れ る 第 5 回 W T O 閣 僚 会 議 に 向 け て、「多 様 な 農 業 の 共 存」を 基 本 理 念 と し つ つ、農 業 の 多 面 的 機 能 へ の 配 慮 や 食 料 安 全 保 障 に 確 保 等 が 交 渉 結 果 に 反 映 さ れ る よ う、引 き 続 き E U 等 の フ レ ン ズ 国 等 と 十 分 連 携 し な が ら、過 大 な 主 張 を 行 っ て い る 輸 出 国 や 交 渉 上 重 要 性 を 増 し て い る 途 上 国 に 対 し 粘 り 強 く 働 き か け、現 実 的 か つ バ ラ ン ス の 取 れ た 合 意 が 形 成 さ れ る よ う、全 力 を 尽 し て 参 る 所 存 で す。

4 地 域 農 業 の 体 質 強 化

(1) 地 域 農 業 の 担 い 手 の 育 成 ・ 確 保

効 率 的 か つ 安 定 的 な 農 業 経 営 を 持 続 的 に 育 成 し て い く た め に は、農 業 内

外からチャレンジ精神をもった新規就農者を確保していくことが不可欠です。

このため、就農の際に必要な「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」といった課題に対応しつつ、

- ① 全国及び各都道府県に設置されている新規就農相談センターにおける相談活動
- ② 新規就農者の習熟度合に応じた技術・経営研修
- ③ 指導農業士や農業法人等が行う職務を通じた研修（OJT研修）
- ④ 先輩就農者や指導農業士等の就農サポーターによる経営定着までの支援体制の整備

⑤ 就農支援資金等の総合的な融資

等の就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講じております。

さらに、農業法人等への雇用形態での就農等を希望する者に対応するため、先般、厚生労働省と連携の下、「農林業をやってみよう」プログラムを取りまとめ、

- ① ハローワークと新規就農相談センターとの連携を核とした情報提供・職業紹介機能の強化
- ② 道府県の農業大学校や就農準備校での職業訓練コースの新設など就農、就業のための職業能力開発・技術習得支援の充実を図っていくこととしております。

今後は、多様なルートで就農した者も含めて将来的には農業の担い手に発展できるよう、新規就農者の確保・育成に向けた取組を積極的に推進して参ります。

また、昨年（平成14年）1月に創設された新たな農業者年金制度では、

- ① 長期にわたって我が国農業を支えることが期待される担い手に対し、政策支援（保険料助成）を行うとともに、
- ② このような者が、リタイア時に、農地等の経営資源を次の世代の担い手に継承することを要件にして、保険料助成分を年金化した特例付加年金を支給する

との仕組みを設けております。

新たな制度は、まだスタートしたばかりであり、まずは、制度を定着させることが重要であると考えており、政策支援の対象者、経営承継要件等を含めた制度の内容について、引き続き、PR、加入推進に努めて参ります。

認定農業者の支援については、我が国農業の構造改革を加速化し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するためには、

- ① かつてのように、すべての農業者を対象として、一律平等的に講じてきた政策体系から、
- ② 育成すべき農業の担い手に支援策を集中化・重点化する政策に転換していくことが必要だと考えております。

このため、これまでも、認定農業者などの地域の農業の担い手に対し、施策の対象を重点化しながら、

- ① 農地の利用集積の促進
- ② 低利の政策資金の融通
- ③ 農業用機械等の割増償却
- ④ 経営の相談・指導等の実施

等の施策を講じてきたところであり、今後、更なる施策の充実・強化に努めてまいります。

女性の農業経営への参画についてですが、女性は農業就業人口の約6割を占めるなど、農林水産業・農山漁村の重要な担い手となっていますが、役割分担が不明確であったり、決まった報酬・給与を受け取っていない女性農業者が5割以上もいるなど、その経営における位置づけは曖昧です。

農林水産省では、今後女性が意欲と能力を一層発揮し、農産加工などの起業活動も含めた農業経営に積極的に参画していけるよう、

- ① 技術及び経営に関する情報提供や研修
- ② 女性が農産加工等の起業活動を行うための技術・資金面での支援
- ③ 農業経営と育児の両立支援のための取組
- ④ 女性の役割の適正な評価を進めるための「家族経営協定」や「法人化」

の促進

等を実施しているところです。

また、高齢農業者の農業活動についてですが、農村は、都市に比べて高齢化が進行している状況にあります。高齢者は、その有する経験、知識及び技術により、地域のとりまとめや農業生産へのアドバイスなど重要な役割を担っております。

さらに、地域農業・社会の活性化に資する地場農産物の生産・加工・販売、郷土料理等の伝統技術・文化の伝承にも高齢農業者の活動が、大きな役割を果たしております。

農林水産省では、高齢農業者が生涯現役として、生きがいを持って農業に関する活動ができるよう、

- ① 高齢農業者による自立的活動への支援や都市高齢者等とともに行う活動等の促進
- ② 幅員を広くした歩道やバリアフリー化等による高齢者の活動や安全に配慮した生活環境の整備
- ③ 農協による介護活動のための体制整備や人材育成に対する支援等を実施しているところです。

今後とも、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備のための取組を総合的に推進してまいります。

いわゆる集落営農については、

- ① 転作田の団地化等地域内の土地利用調整を行う、
- ② 機械を共同購入し、それを共同利用して農業生産を行う、
- ③ 中心的な担い手に主な作業を委託すること等により生産から販売まで共同で行う、

など、それぞれの地域の実情に応じ、その形態・取組内容は極めて多様です。

このように、各地域では集落営農の形を取りながら様々な工夫がなされており、それらの集落営農組織に対して、従来から、

- ① 機械の共同利用による生産性の効率化、コストの低減を図るものに対

しては、生産対策として、機械の取得等に対し助成

② 中山間地域等で、農地の保全・管理を行うものに対しては、中山間地域等直接支払制度の中で支援を実施

等、それぞれの機能・役割に応じた支援策を講じてきているところです。

さらに、今次通常国会で可決・成立した農業経営基盤強化一部改正法においても、現時点では法人格を有していないものの、経営主体としての実体を有し、将来的には効率的かつ安定的な経営体が発展することが期待される集落営農組織を法律上、担い手として位置付け（特定農業団体）、各種支援策を講ずることとしているところです。

（２）農業農村整備の推進と負担金の軽減

農業農村整備事業に係る地方公共団体の事業費負担については、事業の円滑な実施を図るため、受益に応じた地方公共団体の標準的な負担割合をガイドラインとして示すとともに、当該負担分についての起債や交付税措置など所要な地方財政措置が講じられ、随時拡充や見直しがなされてきたところです。

平成14年度から、経済財政諮問会議の基本方針を受け、公共事業全体について、地方財政措置の大幅な見直しがなされたところであり、引き続き、基本方針2003を踏まえ、2006年までの間、事業費補正について見直しを行うこととされております。

農業農村整備事業に係る地方公共団体の負担金については、事業制度や償還方法の変更に合わせて、随時地方財政措置の拡充や見直しを必要に応じて行っているところですが、今後とも、事業を取り巻く諸情勢の変化に応じて、適切な地方財政措置が講じられるよう努めてまいります。

また、土地改良事業に係る農家負担金については、利息の一部助成や、償還金の無利子での繰り延べの措置を実施し、農家の負担軽減に努めてきております。

また、事業実施中の地区については、農家負担に対する無利子融資の仕組み等を準備しており、これらに併せ、農家負担の軽減に資するコスト縮減等を進めてきたところですが、今後とも更に事業の円滑な推進と効率性

の一層の向上に努めてまいります。

土地改良施設の維持管理対策の拡充についてですが、土地改良施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、地域にとって重要な社会的資本ですが、その大半は、土地改良区等により管理されており、今後とも施設を適切に維持保全するためには、土地改良区等が管理主体として適切にその能力、機能を発揮できるような条件整備が必要と考えております。

このため、国としては、従来から、

(1) 特に公共性が高い一定の施設については、国による管理や都道府県、市町村の管理に対する助成のほか、

(2) 土地改良区が管理する施設に関しても、

①施設の整備補修に対する助成

②地方連合会による施設の管理技術に関する指導等に対する助成

③多面的機能の発揮等に対応した管理体制の整備に対する助成

等を実施しているところです。

また、土地改良事業の進展により建設された膨大な土地改良施設は、時間経過とともに老朽化が進行しており、その機能の適切な維持保全と次世代への承継が重要な課題であることから、施設の長寿命化に向けた「国営造成水利施設保全対策」を平成15年度より取り組むこととしております。さらに、管理主体である土地改良区の統合整備を通じて、土地改良区の運営基盤の強化が図られるよう、支援してまいります。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への農地の利用集積の促進

高付加価値農業への取り組み、農地利用集積対策及び法人経営の育成対策の強化は、望ましい農業構造を実現するためにも、重要な課題であると認識しております。

高付加価値農業への取り組みの支援については、

① 農業生産を核に、新たに加工・流通等の分野へ取り組むアグリビジネスを通じて、認定農業者の育成や担い手への農地の利用集積等を推進する「経営構造対策事業」

② 積極的にアグリビジネスに挑戦する農業法人等を支援する「アグリ・

チャレンジャー支援事業」

③ 生産者と実需者との連携による販路の開拓を支援する「販路開拓緊急対策事業」

を実施しているところです。

また、認定農業者等担い手に対する農地の利用集積の促進については、これまで各種の農地流動化対策を講じてきているところですが、平成15年度においては、担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積が可能となるよう、認定農業者からの利用権の設定等を受けたい旨の申出により農業委員会が関係地権者との利用調整活動を積極的に行えるよう措置するとともに、認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体の行う効率的な農地利用のための活動等に対して、促進費を交付するよう措置したところです。

さらに、本年度においては、法人経営の育成に対する支援策として、法人化志向段階から設立段階、さらには経営発展段階まで、各ステージに応じた支援策を総合的に実施する「農業法人総合支援事業」を創設したところです。

今後とも、現場のニーズを踏まえた、施策の充実に努めてまいります。

(4) 優良農地の確保と土地利用調整の強化

農業振興地域制度は、国民への食料の安定供給という国の責務を果たしていくため、その基盤である優良な農地の確保に関する重要な制度です。

農業振興地域内の農用地等についての土地利用計画である農用地利用計画を含む農業振興地域整備計画の策定については、既に市町村の自治事務とされております。

また、市町村に農用地区域内における開発行為の許可権限を委ねることは、

- ① 開発許可は、市町村が都道府県知事の同意を得て定めた農用地区域内の土地の農業上の利用を図るという目的を達成するための措置として、開発行為を制限するものであり、地元の開発主体に近い立場にある者が行うことは適当ではなく、地元の開発期待と距離を置いて客観的、広域

的な見地から判断することが必要であると考えられる（市町村自らが何らかの形で開発に関与していることも多い。）こと

- ② 他の開発許可制度（森林法の林地開発許可、砂防法の開発行為の許可等）においても許可権者は都道府県知事となっていることから、問題が多いと考えられます。

（５）農林地の保全・管理対策の強化

ア．耕作放棄農地の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成

農地には、洪水防止、水源かん養、土砂の流出防止等の多面的機能があり、耕作放棄農地の増加を防止することは、国土保全上重要と認識しています。

このため、農林水産省では、簡易な農地整備や営農機械を通すための耕作道の整備、中山間地域等直接支払制度の実施を通じ、その発生抑制に努めているところです。

また、耕作放棄された農地の再活用を進めることも重要であり、市町村段階における遊休農地活用のための計画策定や、その計画の具体化のための実践活動等を行う遊休農地解消総合対策事業を実施しているところです。

農地の保全管理等を行う町村等におかれては、これらの施策を活用いただきたいと存じます。

イ．不在地主や離農希望者の農地等について、町村や農協等が買い取り又は借り受けを行い、担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設

ウ．農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化

御提案の件については、農地保有合理化法人が規模縮小農家等から農地を取得し、中間保有した後、担い手に再配分する農地保有合理化事業の制度があり、この農地保有合理化法人には民法第 34 条に基づく都道府県公社のほ

か、市町村公社並びに市町村、農業協同組合がなることができるので、本制度を活用願います。

また、農地保有合理化法人が取得した農地を担い手に売り渡す又は貸し付けるまでの間、農地の地力を維持するための管理耕作等を支援する農地管理事業を実施しているので、本事業も活用いただければと考えております。

なお、民法第 34 条に基づく市町村農業公社の設立については、基本的に都道府県知事の監督に係るものですので、設立の際には都道府県とよく相談して頂くとともに、農地保有合理化支援法人である（社）全国農地保有合理化協会において相談業務を行っているので活用願います。

（6）農業経営安定対策の充実

平成 12 年 3 月に策定した食料・農業・農村基本計画においては、育成すべき農業経営の経営安定を図る観点から、

- ① 個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、
- ② 農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について検討を行うこととされているところであり、品目別の価格政策の見直し状況等を勘案しつつ、米政策改革のステップとも整合をとりながら、担い手の農業経営の安定を図るための施策のあり方について今後さらに検討していきたいと考えております。

（7）農業関係団体の見直し

農業委員会については、幅広く各界からの委員で構成される「農業委員会に関する懇談会」において、制度の今日的意義も含めて基本的、かつ、広範な検討を頂き、先般、その活動・組織の改革の方向が取りまとめられたところですが、その内容は、活動の重点化、必置基準面積の大幅な引上げ、農業委員定数や委員選出方法の見直し、委員資質の向上など、幅広く制度見直しを求めるものとなっております。

今後は、農業委員会が地域の実情と農政上の課題について、機動的、かつ、スリムな体制で対処し得るように、制度改正も含めて必要な措置を積極的に講じて参ります。

農業者の相互扶助の精神に基づいて設立される農業共済組合は、国の農業災害対策の基幹である農業災害補償制度の実施団体であるため、極めて公的性格の強い団体であるが、これまでも農業構造の変化等に対応し、広域合併の推進や事務処理の電算化等により効率的かつ安定的な事業運営基盤の構築に努めてきております。

また、保険の手法に基づく農業災害補償制度は、事業運営に係る危険を分散するため、農業共済組合—都道府県農業共済組合連合会—政府という三段階制の再保険システムを基本としているが、地域の意向に応じ、農業共済組合—政府という二段階制で実施できる途も開かれております。

さらに、今般の農業災害補償法の改正においては、農業共済組合の広域化の進展や農家の共済ニーズの多様化等を踏まえ、農業共済組合の事業実施に関する自治法規を、従来の定款（変更には3分の2の賛成が必要）から共済規程（過半数で変更可能）に移行させること等により、これまで以上に弾力的な組織運営が可能となるよう制度の見直しを行ったところですが、今後とも、農業構造の変化や農政の展開方向に即し、より効率的かつ安定的な事業運営の実現に努めてまいります。

5 農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

（1）農山村地域活性化対策の総合的推進

山村地域は多くの森林所有者等が居住し、森林の整備・管理を通じて、地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、定住を促進することは重要な課題の一つと考えています。

このため、森林の多面的機能を高度に発揮させていくための森林整備事業や治山事業等の実施を通じて山村地域の雇用の創出を図るとともに、関係府省との連携を図りながら、

- ① Iターン者等の定住促進のための受け入れ体制の整備や地域資源を活かした産業の育成等による魅力ある山村づくり
- ② 森林環境教育や森林を活用した健康づくり等の森林の多様な利用の推進

③ 都市住民やボランティア団体、青少年等の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくりの推進

など都市と山村の共生・対流を推進する施策を総合的に進めて参りたいと考えています。

また、総務省との連携により、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」に関する地方財政措置による支援を推進して参りたいと考えています。

「食料・農業・農村基本法」において、農村の振興は、農政の重要施策として位置付けられており、農林水産省では地域の特性に応じた農業生産条件の整備と農村生活環境の整備を推進しているところであります。

農村の振興に関する予算については、これまでも所要の予算を確保し、事業の推進に努めてきたところであります。

平成16年度予算においても、事業効果の早期発現を図り、計画的に事業を推進するため、引き続き必要な予算の確保に努め、農村地域の発展と農業の持続的発展に寄与して参る所存であります。

(2) 中山間地域等の振興

新山村振興等農林漁業特別対策事業は、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない山村等中山間地域を対象に、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な地域産業の振興、山村と都市との交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策として、平成11年度から実施しております。

厳しい財政事情の下ではありますが、今後とも本事業の効果的かつ着実な推進が図られるよう努めてまいります。

中山間地域等直接支払制度の継続についてですが、中山間地域は、食料や林産物の供給とともに、国土の保全、水資源のかん養、さらには、豊かな伝統文化や自然生態系の保全、都市住民に対する保健休養の場の提供等の多様な役割を果たしています。

一方、中山間地域は傾斜地が多く、農業生産条件が不利であること、農林業以外の就業機会に恵まれないこと、過疎化、高齢化が進展していること、生活環境整備が遅れていることなど、平場の農村と比べて様々な不利

性を有しています。

中山間地域等直接支払制度は、このような中山間地域の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業の生産条件に関する不利を補正するために導入したものです。

本制度の実施により、これまでに全国で3万3千の集落協定等が締結され、65万5千ヘクタールの農用地において、適正な農業生産活動等が継続的に行われるとともに、新たな農業後継者の参加やオペレーターによる農作業の請負が始まるなど、将来にわたる農業生産活動の継続に向けた動きが生まれているところです。

本制度については、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定活動を通じた農用地の維持管理等の全体的な実施状況等を踏まえて、平成16年度に制度全体の見直しを行うこととしています。

その際には、地方公共団体等からの提案にも十分耳を傾けるとともに、中立的な第三者委員会等の意見も伺った上で対応したいと考えております。

(3) 農山村と都市との交流の推進

農山漁村に滞在して、余暇活動を楽しむグリーン・ツーリズムの推進は、都市と農山漁村の共生・対流を進める上で、重要な施策と考えています。

このため、農林水産省としては、新たに平成15年度より、

- ① 都市部の方々が、農山漁村情報をインターネットで検索できるデータベースの整備、
- ② 農家民宿の経営者など、グリーン・ツーリズムを企画したり、実行する人材の育成、
- ③ モデル的な地域で、旅行者の受入のための拠点整備等を総合的に進めているところです。

また、グリーン・ツーリズムに関する規制緩和についても、農林水産省において、構造改革特区における市民農園の開設主体の拡大等を措置したところです。さらに、他の省庁が所管する農家民宿に係る規制については、旅館業法上の規制緩和や消防法の運用改善が図られたほか、農家民宿等に